

登録申込書



法人カードご契約担当支店までFAXください。

お客様ご記入欄

申込日 年 月 日

当社は、下記約定を承認の上、申し込みをします。

お客様コード

※カード・券面をご参照下さい。

ご住所 〒

ご登録車輛台数(登録後、ステッカーを発行します)

台

フリガナ _____

貴社名

フリガナ _____

代表者名



お電話番号 () ご担当者様

※お申し込みには審査が必要となります。ご了承ください。 ※登録完了後、ステッカーを後日発送致します。

弊社担当記入欄

支店名	備考欄
弊社担当者	

宇佐美トラックロードサービス24会員規約

第1条(規約の目的等)

- 本会員規約(以下「規約」という)は株式会社宇佐美鉱油(以下「当社」という)が宇佐美法人カード会員(以下「会員」という)に対し、提供する宇佐美トラックロードサービス24(以下「ロードサービス」という)の利用に関する事項を定めたものです。
- 会員は本規約を承認の上、ロードサービスの提供を受けることが出来ます。

第2条(ロードサービスの機能)

- ロードサービスとは、当社が日本ロードサービス株式会社(以下「JRS」という)と提携し、日本国内の対象地域で当社が認めた車輛の事故・故障時の対応サービスをいいます。
- 会員は「ロードサービス」入会申込の記載項目及び、ロードサービスの提供に必要とされる情報がJRS提携先に登録されることに同意するものとします。
- 当社はJRSよりロードサービス料金の集金代行をし、当社より燃料代と一緒に請求致します。

第3条(ロードサービスの利用方法)

- 会員はロードサービス専用デスク(フリーダイヤル)に連絡する事によりロードサービスの提供を受けることができます。
- 会員はロードサービスの提供を受ける場合、宇佐美法人カード(以下「会員カード」)を提示するものとします。
- 会員カードの提示のない場合は、前項に関わらずロードサービスの提供を受けることは出来ません。
- 会員カードはカードに印字された会員(法人)以外は使用できません。
- ロードサービス利用開始日は、当社にて登録が終了後、「会員様専用ステッカー」を発行し、それが手元に届いてからの開始となります。(※お申込みから約1ヵ月後)。

第4条(ロードサービス対象車輛)

- ロードサービス対象車輛とは、会員が保有する中型貨物自動車(2t以上)~大型貨物自動車(トレーラーを含む)に限ります。
- 建設用特殊車輛・乗用車などはサービス対象外となります。

第5条(ロードサービスの内容)

- レッカーサービス:事故・故障などにより、自力走行できなくなった場合、レッカー車が現場に急行し、最寄の提携修理工場もしくは、会員指定先に搬送致します。
- スペアタイヤ交換/パンク/パーストした場合、車載のスペアタイヤとの交換作業を致します。スペアタイヤ不備の場合は部品の用意も致しますが、JRS提携先によっては出来ない場合もありますので、予め御了承願います。なおJRS提携先によって部品代が異なる場合がございます(中古タイヤまたは新品タイヤのみ、メーカー商品の種類等)。
- バッテリー/ジャンピング:バッテリー上がりの場合、ケーブルを接続し、エンジンをスタートさせます。
- 鍵開け:鍵を車内やパーズナルスペース等に閉じこんだ場合、開錠作業を行います。鍵を紛失された場合は作成も致します。(一部、車輛の仕様により開錠出来ない場合があります) ※ 行政の指示により、免許証・車検証の提示で所有者確認ができない場合は開錠致しません。
- ガクガク時の給油作業/ガス欠の場合、現場で給油作業、エア抜き作業を行います。
- ロードサービスの提供を受けるとき、会員よりロードサービスに会員の会社及び当該会社の担当者へ連絡して欲しい旨の依頼を受けたときは、ロードサービスが代行して連絡します。但し、連絡が取れない場合や連絡して欲しい旨の依頼が無い場合、会員(会員会社)がロードサービスの提供を承諾したもとして実施します。

第6条(ロードサービスを提供出来ない場合)

- 台風・豪雪などの気象状態、地震・噴火などの天災によりJRS提携先のサービス実施者の身に危険を伴う場合。
- 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、通行禁止を指定した地域、離島、砂浜・林道・河原の不整地等でサービス実施者の出動車輛が通行出来ない場所に対象車輛がある場合。
- レッカーまたは、車輛運搬の際、積載物に損傷が発生する場合。

- サービス実施の際に第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合。
- 無資格、酒酔い運転、薬物使用等、法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障の場合。
- その他JRSがサービス実施を不適当と判断した場合。

第7条(会員の義務)

- 会員は以下の事項を遵守するものとします。
- 会員はロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供、その他一切の処分をしないこと。
- 会員は常に交通規則を守り、他に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。
- 会員はロードサービスの提供を受ける時、JRS提携先のサービス実施者の指示に従う事。

第8条(ロードサービス時の責任)

- 当社またはJRSは、ロードサービスに起因する車輛の損傷、人身事故、損害等について、当社またはJRSに重大な過失がない限り、その責を負いません。

第9条(ロードサービスの権利の消滅)

- 以下の場合には、理由の如何に関わらず、ロードサービスに関する一切の権利は消滅するものとします。
- 会員がカードを退会する等、会員資格を喪失したとき。
- 所定の期限内に当社が請求する油脂・部品代及び、ロードサービス料金をお支払いされないとき。
- 会員が会員規約に違反したとき。
- 会員が本規定のいずれかに違反したとき、または、本規定を遵守していないと当社が判断したとき。
- その他、会員のカードの使用が不適当と当社が判断し、会員資格の喪失を通知したとき。

第10条(ロードサービスに関する疑義)

- ロードサービスの提供等に関する疑義は当社またはJRSの決するところによります。

第11条(ロードサービスの終了、中止、変更等)

- 会員は当社が事前または事後に会員に文書にて通知し、ロードサービスを終了もしくは中止、または変更する事が出来る事を予め承諾するものとします。
- ロードサービスは日本国の法律の下に規制されることがあります。

第12条(個人情報の取扱い)

- 宇佐美トラックロードサービスの利用に伴い当社が取得する個人情報は、「個人情報保護方針」(URL: <https://usami-net.com/content/policy/>)及び「プライバシーポリシー」(URL: <https://usami-net.com/content/privacy/>)に基づき適切に取扱いします。

第13条(合意管轄裁判所)

- 会員と当社またはJRSとの間で、本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟の如何に関わらず、会員の住所地、当社またはJRSの本店所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条(会員規約の適用)

- 本規約に定めのない事項については当社またはJRSが定めるところによるものとします。 2019年5月現在

詳しくは宇佐美担当支店、または営業担当までお問合せ下さい。

東日本宇佐美(東日本エリア)

<input type="checkbox"/>	東日本宇佐美	北海道支店営業部	fax.011-780-2988	北海道全域(離島を除く)
<input type="checkbox"/>	東日本宇佐美	東北支店営業部	fax.022-382-1845	青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県
<input type="checkbox"/>	東日本宇佐美	上信越支店営業部	fax.027-266-8810	新潟県・群馬県・長野県(北部)
<input type="checkbox"/>	東日本宇佐美	本社営業部	営業一課 fax.03-6801-5230 営業二課 fax.03-6801-5230 営業三課 fax.03-6801-5230 営業四課 fax.03-6801-5230	東京都 神奈川県 埼玉県・栃木県 千葉県・茨城県

西日本宇佐美(西日本エリア)

<input type="checkbox"/>	西日本宇佐美	中部支店営業部	fax.0572-68-6152	長野県(中南部)・山梨県・岐阜県(北部)
<input type="checkbox"/>	西日本宇佐美	北陸支店営業部	fax.0567-26-5223	富山県・石川県・福井県
<input type="checkbox"/>	西日本宇佐美	東海支店営業部	fax.076-275-8077	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県(南部)
<input type="checkbox"/>	西日本宇佐美	関西支店営業部	fax.075-961-8551	滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県
<input type="checkbox"/>	西日本宇佐美	山陽支店営業部	fax.0791-23-5174	兵庫県・島根県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・四国4県
<input type="checkbox"/>	西日本宇佐美	九州支店営業部	fax.092-924-2333	九州全県(沖縄県を除く)